

平成 20 年 5 月 22 日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 10 番地 16
カップ・クリエイト株式会社
代表取締役社長 徳 山 桂 一

第 30 期定時株主総会招集ご通知の一部修正について

先般ご通知いたしました第 30 期定時株主総会招集ご通知内提供書面の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正をいたしたくお知らせするとともに、ここにお詫び申し上げます。

記

訂正箇所

「第 30 期定時株主総会招集ご通知」11 ページ（下線は訂正箇所です）

訂 正 前	訂 正 後
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本組入額 2,640 円	新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本組入額 2,637 円

「第 30 期定時株主総会招集ご通知」33 ページ（下線は訂正箇所です）

訂 正 前	訂 正 後
(前 略)	(前 略)
繰延税金資産(固定)	繰延税金資産(固定)
退職給付引当金 218,077千円	退職給付引当金 218,077千円
貸倒引当金 26,166千円	貸倒引当金 26,166千円
減価償却費 209,887千円	減価償却費 209,887千円
減損損失 687,860千円	減損損失 687,860千円
長期未払金 33,633千円	長期未払金 33,633千円
その他の <u>35,493千円千円</u>	その他の <u>35,493千円</u>
計 1,211,117千円	計 1,211,117千円
評価性引当額 95,845千円	評価性引当額 95,845千円
合計 1,115,272 千円	合計 1,115,272 千円
(後 略)	(後 略)

「第 30 期定時株主総会招集ご通知」41 ページ（下線は訂正箇所です）
北森浩二氏の略歴、当社における地位および担当(他の法人等の代表状況)

訂 正 前		訂 正 後	
昭和 60 年 9 月	<u>(株)ニッシン</u> (現当社)に入社	昭和 60 年 9 月	<u>(株)日伸食品</u> (現当社)に入社
平成 17 年 12 月	当社第 7 営業部長	平成 17 年 12 月	当社第 7 営業部長
平成 18 年 6 月	当社第 4 統括部長	平成 18 年 6 月	当社第 4 統括部長
平成 19 年 12 月	当社営業本部副本部長(現在に至る)	平成 19 年 12 月	当社営業本部副本部長(現在に至る)

「第 30 期定時株主総会招集ご通知」43 ページ（下線は訂正箇所です）

訂 正 前		訂 正 後	
第 6 号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件		第 6 号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件	
<p>会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、<u>当社ならびに当社子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員等</u>に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。</p> <p>1. 新株予約権を無償で発行する理由 当社および当社子会社の<u>取締役、監査役、執行役員および従業員等</u>に業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とするものであります。</p> <p>2. 新株予約権の発行の要領 (1) 新株予約権割当の対象者 <u>当社および当社子会社の取締役、監査役および、執行役員ならびに従業員等</u></p>		<p>会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、<u>当社ならびに当社子会社の取締役および従業員</u>に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。</p> <p>1. 新株予約権を無償で発行する理由 当社および当社子会社の<u>取締役および従業員</u>に業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とするものであります。</p> <p>2. 新株予約権の発行の要領 (1) 新株予約権割当の対象者 <u>当社および当社子会社の取締役および従業員</u></p>	

「第 30 期定時株主総会招集ご通知」45 ページ（下線は訂正箇所です）

訂 正 前		訂 正 後	
(7) 新株予約権行使の条件		(7) 新株予約権行使の条件	
<p>ア. 新株予約権を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の<u>取締役、監査役、執行役員もしくは従業員等</u>であることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p>		<p>ア. 新株予約権を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の<u>取締役および従業員</u>であることを要する。ただし、当社または当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p>	

以上